

第2回上越地域合併協議会会議録

日時：平成15年10月30日(木)

午後2時から

会場：上越市厚生南会館大ホール

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条 第1項第1号の委員 (構成市町村の長)	上越市	上越市長	木浦正幸	
	安塚町	安塚町長	矢野学	
	浦川原村	浦川原村長	原恒博	
	大島村	大島村長	岩野虎治	
	牧村	牧村長	中川耕平	欠席
	柿崎町	柿崎町長	楡井辰雄	
	大潟町	大潟町長	渡邊之夫	
	頸城村	頸城村長	関田武雄	
	吉川町	吉川町長	角張保	
	中郷村	中郷村長	吉田侃	
	板倉町	板倉町長	瀧澤純一	
	清里村	清里村長	梅澤正直	
	三和村	三和村長	高倉英雄	
名立町	名立町長	塚田隆敏		
規約第8条 第1項第2号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	上越市	上越市議会議長	石平春彦	
		上越市議会副議長	田村恒夫	
		上越市議会総務常任委員長	早津輝雄	
	安塚町	安塚町議会議長	日下部進	
		安塚町議会副議長	松野惠	
		安塚町議会議員	志賀賢一	
	浦川原村	浦川原村議会議長	坪野要治	
		浦川原村議会総務文教常任委員長	武藤政義	
		浦川原村議会環境建設常任委員長	石田敏一	
	大島村	大島村議会議長	小出俊雄	
		大島村議会議員	丸田伸一	
		大島村議会議員	早川与五郎	
	牧村	牧村議会議長	武田正一	
		牧村議会議員	太田修	
		牧村議会議員	宮本富男	
	柿崎町	柿崎町議会議長	新澤明一	
		柿崎町議会副議長	平野誠市	
		市町村合併に関する調査特別委員会委員長	小関信夫	
	大潟町	大潟町議会議長	村山尚祥	
		大潟町議会合併問題特別委員会委員長	内山米六	
		大潟町議会議員	俵木達	

区分	市町村名	役職名	氏名		
規約第8条 第1項第2号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	頸城村	頸城村議会議長	渡邊 威		
		頸城村議会副議長	井部辰男		
		頸城村議会議員	布施兵衛		
	吉川町	吉川町議会議長	八木 一郎		
		吉川町議会副議長	吉村 一博	欠席	
		吉川町議会議員	橋爪 法一		
	中郷村	中郷村議会議長	山崎 新一		
		中郷村議会副議長	豊岡 眞一	欠席	
		中郷村議会議会運営委員会委員長	荒川 正尊		
	板倉町	板倉町議会議長	見海健太郎		
		板倉町議会副議長	島田 武	欠席	
		板倉町議会議員	武藤 和男		
	清里村	清里村議会議長	奥田 堅太郎	欠席	
		清里村議会副議長	中村 良平		
		清里村議会議員	保坂 隆男		
	三和村	三和村議会議長	服部 誠治郎		
		三和村議会副議長	松縄 教一		
		三和村議会議会運営委員会委員長	稲垣 健一		
	名立町	名立町議会議長	塚田 正		
		名立町議会副議長	秦野 兵司		
		名立町議会議会運営委員会委員長	畑 虎夫		
規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの)	上越市	上越商工会議所会頭	田中 弘邦		
		上越市町内会長連絡協議会会長	田中 昭平		
		上越市連合婦人会会長	保坂いよ子		
	安塚町	安塚町商工会長	横尾 新一		
		安塚町区長代表	丸山辰五郎		
		雪のまちいきいき女性ネットワーク代表	北島 敬子		
	浦川原村	浦川原村総合計画審議会会長	村松 研		
		浦川原村まちづくり研究委員会委員	大滝 勉		
		浦川原村まちづくり研究委員会委員	内山美恵子	欠席	
	大島村	大島村商工会会長	武田 一也		
		大島村区長代表	岩野 修二		
		大島村合併協議会委員	山岸 幸子		
	牧村	牧村住民会議準備会委員	金井 純		
		牧村住民会議準備会委員	飯田 一郎		
		牧村住民会議準備会委員	江口理恵子		
	柿崎町	柿崎町商工会副会長	八木 康博		
		柿崎地区区長会長	佐藤 洋一		
		柿崎町農業委員	神岡八江子		
	大潟町	大潟町商工会会長	西田 行男		
		大潟町区長会代表	小池 吉則		
		大潟町教育委員	大浜 啓子		

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の の者で構成市町村 の長が協議により 必要と認めるもの)	頸 城 村	頸城村商工会副会長	上野 學	
		頸城村自治会長協議会会長	大場 崇夫	
		頸城村主任児童委員	松縄 武女	
	吉 川 町	吉川町商工会長	荻谷 賢一	
		吉川町源地区会議会長	中村 睦男	
		吉川町男女共同参画計画策定委員会副委員長	岩井 栄子	
	中 郷 村	中郷村商工会長	塚原 登	
		中郷村合併検討委員会会長	山崎 勇	
		中郷村合併検討委員会委員	杉本 優子	
	板 倉 町	板倉町商工会事務局長	田中 幹夫	
		板倉町合併推進委員会会長	宮腰 英武	
		板倉町合併推進委員会委員	増村 恵子	
	清 里 村	清里村商工会会長	武田 和信	
		清里村合併推進委員会会長	福保 巧成	欠席
		清里村合併推進委員会副会長	細谷 愛子	欠席
	三 和 村	三和村合併推進協議会会長	近藤 一郎	
		三和村合併推進協議会副会長	武田 美紀	
		三和村合併推進協議会委員	石塚 賢	
	名 立 町	名立町市町村合併審議会委員長	塚田 一三	
		名立町市町村合併審議会委員	塚田 新平	欠席
		名立町市町村合併審議会委員	久保 埜朝子	
	共 通	上越教育大学副学長	小宮 三彌	欠席
		えちご上越農業協同組合代表理事副組合長	笹川 一成	
上越青年会議所理事長		山岸 孝博		
新潟県総合政策部市町村合併支援課長		中澤 清		
新潟県上越地域振興事務所長		村山 秀幸		

議 題

1 協議

(1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

- 合併の方式
- 合併の期日
- 新市の事務所の位置
- 各種事務事業の取扱い(その1)

2 報告

(1) 上越地域合併協議会小委員会の委員について

3 その他

午後2時0分 開会

○木浦正幸会長 大変ご苦労さまでございます。皆様方におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。それでは、これより第2回上越地域合併協議会を始めさせていただきます。座らせて進行させていただきます。

お手元にお配りをいたしました次第に基づきまして進めさせていただきます。

なお、本日は委員総数 103 名のうち 92 名の出席でありますので、協議会規約第 9 条第 4 項の規定によりまして、会議は成立いたしております。

また、会議録署名委員につきましては、協議会の会議の運営に関する規程第 3 条第 2 項の規定によりまして、浦川原村議会議長さん、そして大島村議会議長さんにそれぞれ指名させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

会議に入ります前に、新たに委員の選出がございましたので、ご紹介をさせていただきます。規約第 8 条第 1 項第 2 号に規定する委員として、柿崎町議会から選出されました平野誠市さん。〔平野誠市委員起立〕よろしく申し上げます。同じく小関信夫さん。〔小関信夫委員起立〕よろしくそれぞれお願い申し上げます。



○木浦正幸会長 それでは、これより協議に入らせていただきますが、その前に本日の協議事項について説明をさせていただきます。

前回の協議会のときに、本日の協議事項につきましては合併の方式、合併の期日、新市の事務所の位置、議会の議員の定数及び任期の取扱い、町名・字名の取扱い、各種事務事業の取扱い、計画策定の方針、新市建設の基本方針の八つを予定している旨をお伝えいたしたところでございますが、しかしながら次第にありますとおり本日構成市町村の合併に関する協議としてご協議いただく事項は、合併の方式、合併の期日、新市の事務所の位置、各種事務事業の取扱い(その 1)の四つでございます。このように協議する事項が八つから四つに減った経緯についてご説明申し上げます。

去る 10 月 20 日、会議に諮る事項をあらかじめ協議し、調整を行うため幹事会が開催されましたが、今回の協議会に提案しないこととした四つの協議事項については、協議、調整の結果として合併の方式、合併の期日などのように案が一つに取りまとめられておらず、両論併記あるいは複数の意見を付記した形で幹事長から私の方に報告を受けたところでございます。これらを検討した結果、私といたしましては、これらの四つの協議事項につきましては、各市町村において協議会に提案する内容についての認識が十分に一致していないことも含め、まだ協議会の場で協議していただける内容に達してはならず、仮にそのような状態でご提案申し上げた場合には、かえって混乱を招くことになるのではないかと判断をいたしたところでございます。このためこれらの事項を幹事会に差し戻しをさせていただいたところでございまして、次回の協議会には論点を明確にいたしまして、協議しやすいような形でご提案を申し上げたいと考えているところでございます。



1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 合併の方式

○木浦正幸会長 それでは、協議(1)、構成市町村の合併に関する協議として協議する事項のうち、合併の方式についてであります。この合併の方式につきましては、合併の最も基本的な事項であり、今後の協議に大きな影響を与えるものでございます。協議項目の決定につきましては、前回の協議会でお話を申し上げましたとおり、委員の皆さんに十分に協議をしていただくことを前提にいたしまして、今回提案させていただいたものは次回もしくはそれ以降の協議会で決定をさせていただく方法が原則であるというふうを考えておりますが、私といたしましては合併の最も基本的な事項でございます合併の方式につきましては、今後の協議への影響を考慮いたしまして今回の協議の中で決定をさせたいと考えているところでございまして、そのように皆様方に提案をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。この合併の方式につきましては、今後のもろもろの協議を進めていく中で基本項目でございますので、若干ではございますが、このたび提案をさせていただいて、決定をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

なお、事務局からの説明と、それに対する質疑をお受けした後、まず私の提案について皆さんにお諮りを申し上げ、もしご了解が得られるならば、その後合併の方式についての採決を行いたいと考えているところでございます。

それでは、事務局から合併の方式について説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、事務局の方から説明させていただきます。

お手元にお配りしてございます資料のうちの右上に協議資料というものが四角囲みでございます。これのまず1ページをお開きください。合併協議事項の(1) 合併の方式についてでございます。合併協定書記載文案といたしまして、そこに記載してございますとおり、合併の方式は上越市への編入合併とするという形でまとめさせていただいて、その旨ご提案申し上げるところでございます。よろしくお願いたします。

○木浦正幸会長 それでは、ただいまの合併の方式につきましてご意見、ご質問等がございましたらお願いたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○橋爪法一委員 吉川町の橋爪法一でございます。会長に確認させていただきたいと思っておりますけれども、先般私どもの町の法定協委員の間で話し合った際に、幹事会ではこの合併の方式について提案される場合に会長からコメントがつくと。合併協定書に記載する文案はこのとおりでいいんだけど、コメントがつくと。それは編入合併なんだけれども、新設という気持ちで対等、平等に行うという、そのことが述べられるという話でしたが、それはないのでしょうか。

○木浦正幸会長 今のはご質問でしょうか。

○橋爪法一委員 確認です。

○木浦正幸会長 確認ということでございますが、協議に当たりまして対等、平等の立場でお互いの立場を尊重し合って議論をしていこうと私が従来からずっと申し上げましてまいりました基本的な姿勢。これは第1回目の協議会の中でも、あいさつの中で申し上げましたとおりでございます。この気持ちは決して変わるものでもございませぬし、今でもそのように思っているところでございます。しかしながら、この協議会は法定合併協議会でございます。ここで決定した内容が合併協定書に記載をされるということですから、このたびの原案につきましてはあくまでも合併協定書の内容として適切かどうかという観点から整理をさせていただいたということでございます。この点で申し上げれば、この事項につきましては編入方式か新設方式のいずれかであるということでございますので、そのようにさせていただいたということでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思っているところでございます。

はい、どうぞ。

○橋爪法一委員 ありがとうございます。ということは、第1回の協議会でも話されたように、この協定書に盛り込まれることは編入合併なんだけれども、協議に当たっては対等、平等でいきますということですね。それで、そうならば私はぜひ会長にお願いしたいことがございます。それは、会長が第1回目の冒頭にあいさつされた中で、この協議というのは自治体間協議なので、場合によっては市長という立場から発言することもあるということでご理解いただきたい。これは、私はただけな言葉だと思ふんです。ここで百何名かのメンバー集まっていますけれども、会長さんはこの会議のまとめ役、調整役の最高責任者なんです。その方が自分の出身の自治体の代表として意見を述べる、発言をするような場面がもし出てくるとするならば、だれがまとめるのか、だれが調整するのかということになってきます。ですから、もしどうしても上越市としての発言が必要だとするならば、石平さんなり、その他の委員の皆さんから上越市の意見を述べていただければいいと思ふんです。したがって、私は会長には全体のこの協議をまとめていく調整役として徹するというお言葉をいただきたいと思ふんです。いかがでしょうか。

○木浦正幸会長 この法定協の会長としての仕事、任務というのは、会務を総括し、おっしゃられたように議長も兼ねるという役目でございますから、その立場や役割は私は十分に承知をいたしているというふうに思っておりますし、議事の進行に当たりましては万全のそのような気持ちで配慮に努めたいというふうに思っているところでございます。しかしながら、私も13の町村長の皆さんと同様に自治体を代表する首長でもございますし、また上越市を代表するこの法定協の委員でもあるわけでご

ざいまして、したがいまして自治体間協議の場でございますこの協議会におきまして13万5,000人の上越市民に対しての私の責務ということも負っているわけでございまして、そのようにご理解をいただきたいというふうにも思っております。したがいまして、前回のごあいさつでも申し上げましたとおり、私といたしましては今後の市政運営に大きな責任も感じているところでございますから、議事の調整役の会長として、また別の立場から発言することもあるのではないかとこの気持ちを込めてごあいさつの中で申し上げたところでございますので、そのようにご理解を賜りたいというふうに思っているところでございます。

はい、どうぞ。

○橋爪法一委員 これ以上述べませんが、もしそういうことで上越市長としての発言を何遍も繰り返されるような場面が出てくるとするならば、この協議会がうまくいかないことになると思います。ですから、そういったことを頭に置いて、調整役として徹するという構えで、姿勢で臨んでほしいということ重ねて言って終わりたいと思います。

○木浦正幸会長 私は、今までもそのように努めさせていただいたつもりでございますし、これからもまとめ役として十分に皆様方のご協力いただく中で、この大きな合併に向けての皆さんの協力を得ながらこの仕事をまとめてまいりたいというふうに思っている気持ちは変わりませず、ご理解賜りたいというふうに思っております。

それでは、ほかにご意見。

はい、どうぞ。

○井部辰男委員 頸城村の井部と申します。合併の方式については、これまでも準備会で論議をした経緯がございますので、この方式に異論はございません。ただ、先ほども出ていますが、合併の方式は編入であっても気持ちは新設とし、対等、平等の立場で合併協議を行うという、この基本的考え方、これは今世紀の非常にすばらしい考え方だろうというふうに高く私は評価しているところでありますし、この線に沿って会長である木浦市長がこれまでの協議を進められてこられたことに対して敬意を表したいというふうに思います。ただ、これからが大変重要な本番になるわけでございますから、そういう面では準備会で記述として残してきたものが何らかの形で生きるといような方向がないのかどうか。公文書的にこの協定書に書けないとすれば、先ほども会長としての態度表明ございましたが、その基本に変わらないかどうかもう一回確認をしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○木浦正幸会長 重ねてのご質問でございますが、私の気持ちは今のご質問にお答えいたしましたとおり任意協議会、そして準備会、そして法定協の第1回目のごあいさつにもる私の気持ちを申し上げたつもりでございまして、やはりこのように百年、二百年の大計に立ってのこのような大きな大事業をなし遂げるためには、皆さん方のご協力、そして支援、助け合い、こういうものがなかりせば、前へ進むということは到底考えられないわけでございます。そういう意味を込めて、私はそのように私の気持ちを皆さんにお伝えさせていただいたということでございまして、前も、途中も、今も変わりにくそうに思っていることをはっきりとここで明言させていただきますので、皆様方にそのようにご理解いただいて、前も申し上げましたが、おのおの自治体間の中でいろいろな考え方がございます。私も承知しております。小異を捨てて大同につくという大きな気持ちで、皆さん方からぜひとも合併の必要性に認識を強くしていただきまして、海に、山に、大地にそれぞれ特性を持っている地域がここに集まって、そしてなりわいと文化、これをしっかり支えてあふれるようなまちをつくり、ともに助け合い、21世紀に生き残る我々の上越地域をさらに力強く推進してつくってまいりたいと思っておりますので、ぜひとも委員の皆様方のご協力を賜りたいということで、改めて私の気持ちをここで話をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○井部辰男委員 ぜひよろしく願いしたいと思っております。

○木浦正幸会長 ほかに何かございますか。

どうぞ。

○村山尚祥委員 大潟町の村山です。今回の議案の表紙には、構成市町村の合併に関する協議書という表紙になっておりますね。ところが、今回提案されている内容の表題と申しますか、中題には合併協定書記載文案となっているわけです。つまり合併協定書にそのまま記載するという今の会長の説明ですが、合併協定書というのは最終的に記載文案として確認されれば私はいいことだと思うんで、今回は協議書と、協議するという意味で含めていくべきでないかと。今から記載文案をそのまま決めていくべきものなのかというのがちょっと疑問なのです。というのは、逆に言えばこの次の協議になります協議ナンバー15番で、事務事業の取扱いについてはその1としてやると。合併協定書にその1が載って、その2が載って、その3が載っていくのかという疑問が出てきます。そういう意味からいえば、私は今回これ提案するのは合併協定書の記載文案でなくて、合併協議書は協議として調えるものとして確認して行って、最終的に記載文案がその中の中心的なものとして記載されるものと理解すべきでないかと思うんです。そうすれば、今ほど質問のあったような形の申し送り事項そのまま載っけても構わないし、次の合併期日についてでも議論が出るかと思えますけども、いろいろな協議の過程は載っても構わないんじゃないかと、このように思うんですが、今ここでどうしても記載文案の成文を決めなきゃならない性格なのかどうか、その辺の確認だけさせていただきたいと思えます。

○木浦正幸会長 事務局。

○高橋克尚事務局長 合併協定書記載文案という形で書かせていただきましたが、あくまで皆様にご議論いただきますのは、合併協定を結ぶ事項についてどういった形になるかという最終形をご議論いただく形でございます。その形の過程の中でそれぞれのご議論をいただければということでございますので、あくまで案としては記載文案という形でご提案をさせていただいたということをご理解いただければと思います。

○木浦正幸会長 はい、どうぞ。

○村山尚祥委員 今の説明ですと、過程の中という言葉も出たと思うんですけども、そうすれば場合によっては今後のこういう協議の中では、先ほど言いましたように事務事業の扱いについてはその1、その2ともなる形が来ることも考えられますので、最終協定書では消えるかもしれないけども、協議の過程の中ではそういう附帯的な意見的なものもつく場合もあり得ると確認していいかどうか、その辺だけ伺います。

○木浦正幸会長 はい、事務局。

○野澤朗事務局次長 お答えいたします。

そのようなことは想定してございません。今村山委員おっしゃったところの理解でございますけども、合併協定書記載文案というのは、これは文にはなっておりませんし、その時点で文案でございます。これは、そういうふうにご理解をいただきたいと思えますし、また事務事業のこととあわせて比較をされておりますけれども、事務事業のものは一括提案できませんので、それは累積させていただきたいと。その形でその1、その2とさせていただきたいという処理でございまして、合併協定書記載文案上は今お話し申し上げたとおり最終形で今ここで議論していただくということでございまして、その記載文案以外の文言のことにつきましては、今この法定協議会で一つ一つ協議して決めていく段階ではもうないものというふうに整理をいただきたい。その上で議決をいただきたいということでございます。

○木浦正幸会長 そのほかにございますでしょうか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 議事進行という声が上がっておりますけども、先へ進ませていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 さて、先ほどお話し申し上げましたが、ここで会長の私から合併の方式については今回の協議会で採決を行いたいということで提案をさせていただきたいと思っております。この提案に

つきまして、皆様方からご意見あるいはご質問等お受けいたしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 異議なしという声が聞こえましたので、合併の方式につきまして今回の協議会で決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしとの声がございましたので、合併の方式について今回決することといたしました。

それでは、引き続き合併の方式について採決をさせていただきたいと思っております。このことについて原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしとの声がございましたので、合併の方式につきましては原案のとおり決しました。

1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 合併の期日

○木浦正幸会長 続きまして、合併の期日についてでございます。

事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、先ほどの協議資料の方の今度は2ページでございます。協議事項(2)でございます。合併の期日、合併協定書記載文案といたしまして、合併の期日は平成17年1月1日とするという形でご提案を申し上げます。

○木浦正幸会長 それでは、合併の期日につきましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたしたいと思っておりますが、なおこの合併の期日につきましては次回の第3回協議会以降お諮りをさせていただきたいという予定でありますが、それではご意見、ご質問等お願いいたしたいと思っております。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○内山米六委員 大瀧町の内山です。合併の期日は平成17年1月1日とすると、このことについては私は容認をしたいというふうに思っています。ただし、協議事項がたくさんあり、しかも協議開始がおくれたこと、さらには現在協議がおこなわれている状況にある中で、果たしてこれが所期の期日に間に合うかどうかという心配が非常にあります。そのことは、幹事会の資料でも各町村から意見として出されているとおりでありますけれども、幹事会の中でこれらの心配する声をどのように検討されたか、その経緯についてお聞かせいただきたいと思います。

○木浦正幸会長 じゃ、まず事務局からお願いします。

○高橋克尚事務局長 それでは、幹事会でのご議論をご披露いたさせていただきます。17年1月1日ということで各団体、ご意見いただいたのがほとんどでございましたが、その過程の中で当然今この段階におきまして1月1日でないという選択肢を得るに足る、そういった事情があるかということも逆にございます。そういったことも含め、今は間に合うかどうかということでございます。事務局等々については万全の体制で1月1日を目途に間に合うような作業をさせていただいております。その過程の中で我々としましてはご説明申し上げたのは、協議がすべて終了するというのは我々の事務局の意向だけでございませぬので、その過程においては当然出てくるであろうという話をさせていただいております。ということでございますので、我々としましては17年1月1日というのは少なくとも所期の目的としまして設定させていただきたいということでご提案をさせていただいたものでございます。

○木浦正幸会長 はい、どうぞ。

○内山米六委員 幹事会の中で心配されることが本当に審議というか、協議されているかということに

ついては、今のご答弁の中でははっきりしない部分があるというふうに思います。私はこの17年1月1日、最初に申し上げましたとおりこれに向かって協議が進むことを願っております。ただ、その協議の期間ということを考えてときに非常に心配な部分がございますので、協議事項が積み残しがないように積極的かつ精力的に進めていただくということをこの場で、先ほど附帯事項はないというふうにおっしゃっていましたが、附帯事項として決議していただくような議長から取り計らいをいただきたいと、こう思います。いかがでしょうか。

○木浦正幸会長 今のは提案ということでございますけれども、平成17年の1月1日に間に合うように進めていくということを確認させていただければ、今の内山委員のおっしゃられたことが実現することになるんじゃないかと思っておりますが、そういう理解でよろしいかどうか。そのように私ども今心配されて、ご懸念されている点、私もそのように思っておりますので、ぜひとも皆さん方、委員の協力をいただきながら議事を進めたり、あるいは本論の協議を進めることが大分時間かかりますので、そういった議事進行にもご協力いただいたり、そのように私は取り計らせていただければ幸いかなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○内山米六委員 基本的にそれで結構なんです。ただ協議ができずに先送りするというののないようにしていただきたいというのが私の気持ちであります。皆さんもそうだと思いますので、ぜひそのことを肝に置いて、しっかりと積極的に、精力的に取り組んでいただきたいということでもあります。場合によっては1月1日が先へ繰り延べ、最悪そんなことのないように、ぜひ取り組んでいただきたい、そういうことです。

○木浦正幸会長 ここにおられる委員の皆さん方全員内山委員のお話もお聞きになっておられますので、この協定書の盛り残しというのは、これは避けて、こうなるとはいけませんので、そのように皆さん方からご協力いただく中で議事の進行を進めてまいりたいと思っておりますので、委員の方々におかれましてもよろしくご協力をお願い申し上げたいと思います。

それでは、そのほかにつきまして。

はい、どうぞ。

○井部辰男委員 頸城村の井部です。今の提案の理解の仕方として、2回以降に決定するというようなことでよろしいかどうか。ということは、余り早い日に期日を17年1月1日で決定することによって、全体のスケジュールにかなり無理が来るという、そういうおそれも懸念されるところだと思えます。中でも地方制度調査会の動きなり、あるいはこれから小委員会をつくるわけですから、小委員会の審議なり、あるいは事務事業の打ち合わせなり、すり合わせなりというのは、かなりこれから時間を要するだろうというふうに思いますので、そういう審議状況を見て、期日についてはしかるべきときに決定をいただくというようなことでお願いしておきたいというふうに思います。

○木浦正幸会長 ご意見としてお受けいたしたいと思えます。

はい、どうぞ。

○石平春彦委員 上越市議会議長の石平でございます。ただいまの合併の期日の関係でございますが、十分に審議を尽くすという前提で私どもは一生懸命取り組みをさせていただきたいと、こう考えているところでございます。それは、先ほど会長さんがおっしゃったように全協議会委員の皆さん方の共通の認識であろうと、あえて確認するまでもない共通の認識ではなかろうかと、このように考えているところでございます。そこで、問題は計画をきちんと立てて、そしてスケジュールを設定していくような協議方法をとらなければ、どのような問題についても円滑な審議はできないと思えます。そういう意味におきまして、私ども上越市議会としては本日ここで決定をしていただいても結構だというふうに実は思っているわけですが、会長さんのお話もありますし、またいろいろな考え方の向きもあろうかと思えますので、そこまで無理強いといいますが、私どもの考え方を通そうと思いませんが、しかし論議の中で特に支障がないように私は思うんですが、いずれにいたしましても私ども議会の考え方を申し上げながら明確に、粛々と、しっかりとスケジュールを立てていただいて完成さ

せていただくためには、できるだけ早い形の中でこういうことは決定をしていただくことが必要なのではなからうかと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○木浦正幸会長 今の提案として受けとめさせていただいてよろしいですね。今の提案につきましては、また後ほどここで採決するかどうかにつきましては皆様方にお諮りをさせていただきたいとは思っておりますが、そのほかこの合併の期日についてのご意見、ご質問等お受けさせていただきましてから、今の点についても協議をしていきたいというふうに思っております。

ほかに。

どうぞ。

○武藤和男委員 板倉町議会の議員の武藤です。今ほど合併期日の日にちについては1月1日を目標にという考え方と、最後小委員会でそれぞれ話し合った後でもよろしいんじゃないかというような意見もありましたが、板倉町議会としまして17年1月1日の合併期日には再検討をしていただきたいという結論が出ました。その理由は、今後小委員会で検討されますが、議員の身分に関係してくるわけですけれども、もし定数特例を採用する場合は13町村は真冬の真ただ中で増員選挙を行わなくてはならないということになるかと思えます。それから、もう一点ですが、17年度の初年度の予算については、旧町村の議会でやっぱり精査して、その上で上越市の方に引き継いだらどうかというような意見が出まして、1月1日の合併期日については法定協議会の中で再検討していただきたいという結論が出ましたので、私は再検討していただきたいなと、こういう意見でございます。

以上です。

○木浦正幸会長 意見が出ましたけれども、先ほどの石平委員からのご意見の中、提案の中にも、そういう計画を立てて、スケジュールを順序立てて進めていくということが物事には必要なのではないかとということで、できればきょう決議をしていただければということでございますけれども、きょう皆さんのご意見を踏まえながら、次回でも構わないというお話もあったわけございまして、私といたしましては先ほどの議事進行ということもございまして、いろんな協議が出た場合に一応目標というものも設置をしながら、それに間に合わない事項ということもあるわけでございますが、そのときにはまたこの協議会、総会の場で皆さん方にお諮りをしながら、そのときにどうしたらいいのかということでお諮りをする機会もあろうかと思っておりますが、そういったことで今いただいたご意見をもとにしながら、一応次回の方に採決をさせていただけるような方向性を見出してまいりたいというふうに思っているところでございますので、そのほか今の意見のほかにございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ありませんので、いずれにいたしましても採決につきましては次回以降とさせていただきますので、次回までに各自治体としての結論を取りまとめさせていただきたいというふうに思っているところでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思えます。

石平委員。

○石平春彦委員 決定につきましては、そのように会長がまとめられましたので、よろしいんですが、ただいまの意見を踏まえて各自治体で新たに結論を出せというふうにちょっと聞こえたもんですから。というのは、既に各自治体間で考え方が決まっておるんです。自治体間協議をされているわけです。したがって、それを踏まえて、なおかつ協議会委員の方々のいわばそれぞれの識見に基づくお考えを披露していただくという形の中で、より豊かなものにしていくと、こういうことでございますので、ここで今出たものがそれを前提にするかのようなことはあり得ないだろうと思っております。したがって、ご意見はご意見としていろいろあろうかと思えますが、それはそれとして受けとめるにしても、それを前提にしてもう一度各自治体で考えてこいという話ではないと思っておりますので、その辺は明確にしておいていただきたい。そして、以降というような言い方でありまして、私どもとしては承服するわけにはまいりません。つまりできたら私はここで、もう自治体間協議の中で一定の方向性が出ているのであるから、していただきたいと。しかし、あえて強引に前へ進めるということで

はないと。ほかの考え方も踏まえながらやっていただくことは結構だけれども、それを際限なく延ばしていただくことは、これはどうしても承服いたしかねます。したがって、ぜひとも次回、3回目まで決定していただくように強く要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

○木浦正幸会長 私の言葉足らずで、説明不足で大変恐縮でございました。今石平委員の方からご意見が再度出されたように、この合併の期日につきましても自治体間の基本的な考え方が出そろっているわけですので、そのことを踏まえて、当然そのことは合併準備会の方でも申し送り事項として基本的に申し送られてきたわけですので、それを尊重するという自然な形での協議の中で自治体間で決められてきているということも踏まえて次回決定をさせていただければというふうに思っておりますので、その上に立っての再度の協議ということでご理解を賜りたいと思っておりますが、よろしく願い申し上げます。

それでは、次に進めさせていただいてよろしゅうございますですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 新市の事務所の位置

○木浦正幸会長 それでは、続きまして新市の事務所の位置についてでございます。事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局 先ほどの協議資料の今度は3ページをお開きいただきたいと思います。協議事項の(3)でございます。新市の事務所の位置。合併協定書記載文案といたしまして、新市の事務所の位置は上越市役所を本庁とし、現在の各町村に支所を置くこととするということで、以上ご提案を申し上げます。

○木浦正幸会長 それでは、新市の事務所の位置につきましてご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたしたいと思いますが、なおこの新市の事務所の位置につきましては次回の第3回協議会でお諮りしようというふうに考えておりますが、冒頭申し上げましたように一たん出させていただいたものは次回で協議をさせていただくという建前、原則論からそのようにさせていただこうと思っておりますけれども、また皆さんのご意見をお伺いしたいと思っております。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○丸山辰五郎委員 決められることはきょう決めてもらいたいと思いますが、お願いします。

○木浦正幸会長 今きょう決定すべきではないのかというご提案をいただいたところでございますが、そのことについては後で協議させていただきます。

そのほかにご意見、ご質問等ございますですか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、ただいま合併の新市の事務所の位置について、今回の協議会で決するようにしたかどうかというご提案がございました。各自治体で出されていることも皆さん異論がない形でございますので、今回の協議会で決することに採決をさせていただきたいと思っております。それでよろしゅうございますですか。新市の事務所の位置について今回決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、異議なしとの声がありましたので、新市の事務所の位置については今回決することと決しました。

それでは、引き続き新市の事務所の位置について採決させていただきます。このことについて原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしとの声がありましたので、新市の事務所の位置については原案のとおり決しました。

1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 各種事務事業の取扱い(その1)

○木浦正幸会長 続きまして、各種事務事業の取扱い(その1)について提案させていただきます。事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 各種事務事業の取扱いにつきましては、若干のお時間いただきまして説明させていただきます。

まずは文案としまして、今度は先ほどの協議書の4ページをお開きください。一番最後になります。協議事項の(15) 各種事務事業の取扱い(その1)についてでございます。これにつきましては、お手元にお配りしておりますA3判のちょっと大き目の別冊資料という形で右上に記載してございます。こちらの資料ごらんください。これら協議、調整の経過といたしましては、ことしの5月、前の段階の準備会の事務局の方で事務事業の調整に当たりまして、各種事務事業の水準等に関する調査、こちらを実施させていただきました。この調査におきましては、当時の上越市が実施している事務事業1,678件についてとりあえず実施させていただいたわけでございますが、これを合併後の水準につきまして各町村さんのご意向を から、具体的に言いますと、合併時から上越市の制度に統一する、合併後、段階的に上越市の制度に統一する、合併時から新制度、新基準を適用する、合併後、段階的に新制度、新基準を適用する、の四つの区分で調査をさせていただきました。なお、この調査対象の事務事業数につきましては、その後の追加等々によりまして1,705件という形になってございます。

そこで、今回の第2回協議会にご提案させていただきます調整案につきましては、この1,705件のうち各市町村の係長で構成いたします分科会、各市町村の課長さんで構成されております専門部会での協議を経まして、その後幹事会において調整させていただきました1,294件についての事務事業を上程させていただいたわけでございます。

なお、調査対象の事務事業の総数は、上越市が今現在実施しております事務事業1,705に加えまして、各町村さんで独自に実施されております事務事業1,137件を加えました2,842件となっております。今回提案されなかった1,548件につきましては、第3回の協議会以降に随時提案される予定でございます。

それでは、今ほどご説明申し上げましたとおり合併協定書記載文案といたしましては、また4ページの方ごらんいただきたいんですが、別冊「事務事業一覧(その1)」の1,294件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。以上、ご提案申し上げます。

また、この事務事業につきましては今後の調整が完了したものから、その都度その2、その3という形で逐次お諮りすることとなります。最終的な合併協定書記載文案といたしましては、これらをすべて集約された形で記載させていただきたいということでございますので、その点ご承知おきいただきたいと思っております。

なお、前回、第1回の協議会におきまして吉川町の橋爪委員からご指摘がございました上越地域法定合併協議会準備会で了承しました住民生活に密接に関連する事務事業の調整方針238項目、この中で調整の必要なしとされたにもかかわらず調整をしているものがある、これについていかがなものかというご指摘がございました。これらにつきましては、そのような変更があった場合は協議会で再度確認をとって次に進んでほしいというご意見をいただきました。その際、会長の方から調査してみたいというお答えをしたことでございますので、そのご報告を申し上げます。

事務事業につきましては専門部会、分科会等で一つ一つ調整作業を行っております。この中で住民生活に密接に関連する事務事業の調整方針238項目、この中で調整の必要なしとされていた55項目すべてについて再度全体について確認をさせていただきました。その結果、調整の結果ですが、調整が必要とされた項目、これは実は3項目ございまして、具体的には交通安全推進団体の補助金、市町村営住宅の料金、整備計画、そして橋爪委員のご指摘いただきました文化財の関係でございますが、これにつきましては国、県、市町村の指定文化財の取扱いのうち町村の指定文化財に係るもの、これ

については調整の必要ありということで今のところ作業が進んでございます。これらにつきましては、現在調整作業を行っております。調整作業が終わりましたものから順次協議会の方にご提案することとなりますが、その際にはご意見をいただきましたように準備会における調整方針からの変更についてはご説明申し上げ、そのたびご協議いただきたいというふうに思っております。

なお、このたびご提案申し上げました1,294件、今回の件数の中には、調整の必要なしとされたものが再度調整の結果、必要があるといったものは含まれておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。また、一つ一つの調整作業の結果、このたびご提案いたしました1,294件のうち準備会における調整方針とは異なる調整案となったものが46件ございます。これは、お手元に追加資料としてお配りしております、A3判で追加資料と右上に四角で囲ってございます、第2回協議会に提案する事務事業のうち準備会における調整方針と異なる調整案となったものということ、こちらをごらんいただきたいと思っております。これはごらんのとおり238項目、準備会段階でございますが、事務事業を大きくくりとしてまとめた結果、その後の調整の過程におきましてそれぞれの個別具体的な事務事業を確認していたところ、18項目につきまして異なる調整案ということになったものでございます。今後につきましても、ご提案する調整案が前回の準備会でまとめられました住民生活に密接に関連する事務事業の調整方針238項目というものと異なった場合には、このような形で報告させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い(その1)につきましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたしたいと思っておりますが、なおこの各種事務事業の取扱い(その1)につきましては次回の第3回協議会でお諮りをしようと考えているところでございますので、よろしくお祈りを申し上げます。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、ご質問もないようでございますので、今回ご提案いたしました事務事業につきましては各市町村の担当係長さんを中心とする38の分科会、そして課長さんを中心とする22の専門部会での専門的な検討、調整を行わせていただきまして、最終的に幹事会を経て協議会に今回提案されてまいりましたものであります。それぞれの市町村におきまして最もその事務に精通し、しかも住民の皆さんに日々直接接している行政の職員が合意に達し、合併後にその事務事業が滞りなく進める見通しがついたものと考えているところでございます。したがって、原則的には既に自治体間協議が調っていると理解をいたしますので、次回の採決につきましては今回提案のその1、1,294件でございますが、それを一括してお諮りをさせていただきたいと考えております。

なお、この1,294件の事務事業につきましては、各市町村へお持ち帰りの上、再度十分ご協議いただきますようお願い申し上げます。個々の事務事業調整などの詳細につきましては各市町村の合併担当者、その方々へお問い合わせをいただきたいと思いますと思っております。

2 報告 上越地域合併協議会小委員会の委員について

○木浦正幸会長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。

(1) 上越地域合併協議会小委員会の委員について事務局から報告願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、小委員会の委員名簿等々についてご報告申し上げます。

お手元にお配りしてございます、表題が小委員会委員名簿という形に両面刷りでコピーをしてございます、こちらの資料ごらんください。これは、協議会の委員のうちから規約第8条第1項第1号、いわゆる構成市町村の首長さん方が協議して定めた委員をもって組織した五つの小委員会につきましてそれぞれの名簿を作成してございます。今後この委員構成で小委員会を行ってまいりますので、ご協力方よろしくお祈りいたします。

なお、今後最初に開催いたします小委員会の冒頭におきまして、それぞれの小委員会で委員の互選によりまして委員長と副委員長を決めていただく予定にしておりますので、よろしくお祈りいたし

ます。初回のそれぞれの小委員会の開催日につきましては、今後ご検討いただく協議項目の案がこの全体の協議会にご提案されて以降それぞれの小委員会を開催させていただくということで予定してございます。したがって、日時につきましては皆様方の集まりやすさなり、ご負担、会議の進行状況等も含めながら決定しまして、できる限り早目に皆様方にご案内をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、小委員会の委員につきましてご報告をさせていただきました。

○木浦正幸会長 ただいまの報告事項につきまして何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○

3 その他

○木浦正幸会長 それでは、3番のその他の項ということでございますが、委員の皆様方の方から何かございましたらお願いいたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 事務局の方から何かございますか。

○高橋克尚事務局長 それでは、次回の開催についてご連絡を申し上げます。

次回の第3回協議会につきましては、11月26日、水曜日、午後2時から、会場は本日と同じ厚生南会館で行いたいと考えております。そこで、皆様方には改めてご通知申し上げますが、今の段階からご予約の確保の方よろしくお願いいたします。また、次回の協議事項につきましては、農業委員会の取扱い、一般職の職員の身分の取扱い、一部事務組合等の取扱い、慣行の取扱い、事務事業の取扱い（その2）新市の名称、自治基本条例について、これらについてご協議いただくということで幹事会の方で確認をさせていただいております。加えまして、今回ご提案を見送りました議会の議員の定数及び任期の取扱い、町名・字名の取扱い、計画の策定の方針、新市建設の基本方針につきまして再度幹事会で調整を行いまして、論点を明確にし、協議しやすいような形にすべく、次回の提案に向けて鋭意作業を進めたいというふうに思っております。11月13日に別途開催いたします幹事会での協議案を調整しました後に、会議資料を作成しまして、皆様方の方にご送付させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○木浦正幸会長 その他の項でございますが、再度皆様方の方から何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 閉めさせていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、以上をもちまして第2回上越地域合併協議会を終了させていただきたいと思っております。ご協力大変ありがとうございました。

午後3時0分 閉会

上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により署名する。

会 長 上 越 市 長

浦川原村議会議長

大島村議会議長